

意見書案第 1 号

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書案

上記の意見書案を提出する。

令和元年(2019年)10月9日

提出者 角 井 英 明

賛成者 辻 真理子

賛成者 獅 山 向 洋

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書

加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因になる。

また、最近ではうつ病や認知症の危険因子になることも指摘されている。加齢性難聴によりコミュニケーションが減り、会話することで脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能低下を引き起こし、うつ病や認知症につながるのではないかと考えられている。

日本の難聴者率は、欧米諸国と大差はないが、補聴器使用率は欧米諸国と比べると低く、日本での補聴器の普及が求められる。

しかし日本では、補聴器の価格は片耳当たりおおむね 3 万円から 20 万円であり、保険適用でないため、全額自費となっている。身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障害者である高度・重度難聴の場合は、補装具費支給制度により 1 割負担、中等度以下の場合は購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者はわずかであり、約 9 割は自費で購入していることから、特に低所得の高齢者に対する配慮が求められている。

欧米では、補聴器購入に対し公的補助制度があり、日本でも一部の自治体で高齢者の補聴器購入に補助を行っている。

補聴器のさらなる普及により高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともすこやかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながる加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設することを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和元年(2019 年)10 月 9 日

彦 根 市 議 会

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

内閣官房長官 殿

総務大臣 殿

財務大臣 殿

厚生労働大臣 殿